

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和8年6月22日

届出年月日：令和8年6月8日

店 舗 名：フレスポ豊後大野

設 置 者：大和リース株式会社

株式会社フレイン

縦 覧 期 間：令和8年6月22日～

令和8年10月22日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

届出の概要：別紙のとおり



大分県知事 様

変更届出書

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

令和 8年 6月 8日

大和リース株式会社
 代表取締役 北 哲弥
 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番1号
 株式会社フレイン
 代表取締役 下田 諭
 大分県竹田市大字拝田原201番地2

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：フレスポ豊後大野

所在地：大分県豊後大野市三重町赤嶺字大宮田2032番 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所の変更

【変更前】 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

【変更後】 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所法人にあつてはその代表者の氏名

【変更前】

小売業者名	代表者名	住 所
株式会社フレイン	代表取締役 下田 諭	大分県竹田市大字拝田原201番地2
株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役 坂下 陽一	茨城県水戸市桜川一丁目1番1号
有限会社ウィル	代表取締役 下田 保恵	大分県竹田市大字拝田原201番地2
株式会社ヨネザワ	代表取締役 米澤 房朝	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目1番38号
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 木村 浩一	兵庫県姫路市飾東町庄266番1号

【変更後】

小売業者名	代表者名	住 所
株式会社フレイン	代表取締役 下田 諭	大分県竹田市大字拝田原201番地2
株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役 杉本 正彦	茨城県水戸市城南二丁目7番5号
有限会社ウィル	代表取締役 下田 保恵	大分県竹田市大字拝田原201番地2
株式会社ヨネザワ	代表取締役 米澤 房朝	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目1番38号
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 木村 浩一	兵庫県姫路市飾東町庄266番1号

※下線部に変更事項を示す。

3 変更の年月日

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所の変更 | 令和8年5月11日 |
| (2) 株式会社九州ケーズデンキの代表者 | 令和7年6月20日 |
| 株式会社九州ケーズデンキの住所 | 令和7年8月1日 |

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所の変更
- (2) 小売業者の代表者ならびに住所変更